

## 「玉名圏域定住自立圏共生ビジョン」を策定しました

定住自立圏とは、中心地と近隣の市町村が協定を締結することで形成される圏域をいいます。  
 和水町は、昨年8月に玉名市、玉東町、南関町と「玉名圏域定住自立圏」を形成しました。また、圏域の将来像や協定に基づき関係市町村が連携して推進していく具体的取組を記載したものを「共生ビジョン」といいます。中心地（玉名市）が関係市町村との協議などを経て策定しました。

玉名圏域定住自立圏共生ビジョンの期間 平成29年度～平成33年度までの5年間

### 定住自立圏形成協定に基づく具体的取組

- |                                  |                           |                                |
|----------------------------------|---------------------------|--------------------------------|
| ①乳幼児健診従事者研修会                     | ⑩新規就農希望者に係る研修受入可能な農業者名簿作成 | ⑯県道「玉名八女線」、「玉名立花線」の道路整備促進事業    |
| ②予防接種説明会の合同開催                    | ⑪有害鳥獣捕獲推進事業               | ⑰山部田奥野線（牧野小田線）整備事業             |
| ③保育所（園）広域入所の連携強化                 | ⑫有害鳥獣捕獲活用事業               | ⑱東部環境センターへの搬入道路の整備（市道北坂門田山ノ下線） |
| ④子育て支援センターおよび子育てサークルの連携とネットワーク構築 | ⑬圏域地場企業への就労支援事業           | ⑲路線バス維持のための運行補助事業              |
| ⑤学童保育支援員の連携とネットワーク構築             | ⑭消費生活相談窓口                 | ⑳路線バス利用促進事業                    |
| ⑥ファミリーサポートセンターの連携および人材育成         | ⑮有明沿岸道路の早期整備促進事業          | ㉑交通実態調査事業                      |
| ⑦認知症対策連携事業                       |                           | ㉒定住相談会の合同開催事業                  |
| ⑧在宅医療介護連携推進体制整備事業                |                           | ㉓空き家バンク制度推進事業                  |
| ⑨玉名圏域図書館等相互利用事業                  |                           | ㉔着地型プログラムの形成                   |
|                                  |                           | ㉕スポーツ合宿などの共同誘致・開催              |
|                                  |                           | ㉖物産館ネットワークの構築                  |
|                                  |                           | ㉗職員合同基礎研修事業                    |
|                                  |                           | ㉘職員合同専門職研修事業                   |
|                                  |                           | ㉙行政不服審査法に係る第三者機関の共同設置調査研究事業    |

問い合わせ先 本庁 まちづくり推進課 企画調整係 ☎0968・86・5721

## 後期高齢者の人へお知らせ

### 5月から後期高齢者歯科健診を実施します!!

後期高齢者医療制度にご加入中の被保険者を対象に、「話す・食べる・飲み込む」といった口腔機能の低下や誤嚥性肺炎などの病気を予防することを目的として、歯（義歯）や歯肉の状態を検査する「後期高齢者歯科健診」を実施します。

しっかり噛んで食べることで、栄養の吸収がよくなるだけでなく、脳の活性化や体力の向上が期待できます。定期的に歯科医院を受診されている人も、この機会にぜひ歯科健診を受診しましょう。

**対象となる人** 受診日に和水町に住所を有する後期高齢者医療被保険者  
 ＊施設などの入所者は除きます。

**健診実施期間** 5月1日（月）～平成30年2月28日（水）  
 ＊歯科医院の休診日を除く。

**健診実施機関** 和水町内の歯科医院  
**健診内容** 問診、口腔内検査（歯・歯肉の状態、口腔内・義歯清掃状況等）  
 口腔機能評価（そしゃく能力、舌機能、えん下機能等）

**受診方法** ①平成29年4月下旬にお送りした「歯科口腔健診受診券（黄色）」を確認し、希望する歯科医院に電話などで予約してください。  
 ②「歯科口腔健診受診券（黄色）」と「被保険者証（健康保険証）」を持って歯科医院で健診を受診してください。

**健診料金** 400円

問い合わせ先 本庁 税務住民課 国保年金係 ☎0968・86・5723

## 障がい者の軽自動車税が減免されます

和水町では、身体などに障がいのある人が積極的に社会活動に参加できるよう、軽自動車税について税制面での配慮をしています。次の要件に当てはまり、期限までに軽自動車の減免申請をされた人の軽自動車税を全額免除します。（原付バイクも対象となります）

※減免可能な台数は、普通車も含め障がいがある人1人につき1台です。

### 減免が受けられる軽自動車税の範囲

次のいずれかに該当する軽自動車税

- 障がい者が所有（登録）し、本人が運転する軽自動車
- 障がい者が所有（登録）し、障がい者等と生計を同一にする人が運転する軽自動車（家族運転）  
 ※ただし、障がい者などの通学・通院・通所・生業の用に使用される軽自動車に限る。
- 障がい者が所有（登録）し、障がい者のみで構成される世帯の障がい者のために、通学・通院・通所・生業の用に使用する軽自動車
- 身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者または精神障がい者の場合、生計を同一にする人が所有（登録）する軽自動車
- 障がい者のために特別の仕様がされた軽自動車

### 対象となる障がいの程度

障がいの区分	本人が運転する場合	家族運転の場合	
視覚障害	1級～3級および4級の1	同左	
聴覚障害	2級および3級	同左	
平衡機能・音声機能障害	3級	3級（音声機能障害は非該当）	
上肢不自由	1級、2級の1～2	同左	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	
体幹不自由	1級から3級および5級	1級～3級	
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	1級および3級	同左	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級	同左
	移動機能	1級～6級	1級～3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害・肝臓機能障害	1級～3級	同左	
療育手帳	障害の程度が「A」と記載された者		
精神障害者保健福祉手帳	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項」に規定する障害等級が1級である者		

### 手続の際に必要なもの

- 車検証
  - 身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳（注意：等級によっては該当しない場合があります）
  - 運転される方の免許証
  - 印鑑
  - 納税通知書
- ※（2）（3）の場合、上記以外に使用目的の証明書

### 減免申請の受付期間

平成29年度の軽自動車税納付書を5月上旬に発送いたします。送付書がお手元に届いてから、5月24日（水）（土日祝を除く）まで、本庁税務住民課または総合支所住民課で受け付けます。

問い合わせ先 本庁 税務住民課 町民税係 ☎0968・86・5723  
 総合支所 住民課 税務住民係 ☎0968・34・3111（内線753）